

令和7年9月30日

関係府省庁等 各位

法務省民事局参事官室

民法等の一部を改正する法律（令和6年法律第33号）に関するQ&A形式の解説資料の活用をお願い

「民法等の一部を改正する法律」（令和6年法律第33号。以下「改正法」といいます。）は、公布の日（令和6年5月24日）から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日に施行されます。

改正法は、父母の離婚等に直面する子の利益を確保するため、子の養育に関する父母の責務を明確化するとともに、親権・監護、養育費、親子交流等に関する民法等の規定を見直すものであり、離婚当事者やその子らといった当事者はもちろん、それらに関わる方々にも影響を与えるものです。

このような観点から、この度、父母の離婚後の子の養育に関する改正法の施行準備のための関係府省庁等連絡会議において、改正法の施行後に疑問が生じ得る具体的な場面を念頭においたQ&A形式の解説資料（民法編及び行政手続・支援編。以下、「解説資料」といいます。）が取りまとめられたところです。なお、御承知のとおり、解説資料の在り方については検討が続けられており、今後も必要に応じて改訂等がされる予定です。

法務省においては、解説資料をウェブページにおいて紹介しておりますが（[https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07\\_00357.html](https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00357.html)）、引き続き解説資料を活用した周知・広報の在り方を検討してまいります。

関係府省庁等におかれましても、改正法の施行後も適切な運用が行われるよう、解説資料の積極的な活用等、関係機関等への情報提供等への御協力をお願い申し上げます。